

和歌山県水泳連盟記録公認規程

(総則)

第1条 和歌山県水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、競泳和歌山県最高記録、競泳和歌山県高等学校最高記録、競泳和歌山県中学校最高記録、及び競泳和歌山県学童最高記録（以下「県記録」という。）の公認をおこなう。

(記録種別)

第2条 公認する記録は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「日水連」という。）競泳競技規則第13条1項及び2項に規定されている記録及び種目とする。

(公認時期)

第3条 県記録の公認は、一年毎に行うこととし、毎年4月1日に前会計年度の記録を対象に本連盟のシステム委員会（以下「システム委員会」という。）において行い、直近の理事会に報告する。

(公認条件)

第4条 公認する県記録は、当該年度において本連盟に団体登録した団体（以下「登録団体」という。）から出場した当該年度の競技者登録した者（以下「競技者」という。）が樹立した記録とする。

2 日水連が認める公式・公認競技会において、日本代表、関西・近畿ブロック代表、又は和歌山県代表として参加した競技者が樹立した記録についても公認する。

(手続き)

第5条 本来、県記録の公認申請は手続きが必要ではあるが、日水連が管理する競泳ランキングより、県記録の公認対象が判別できることから、県記録の公認申請手続きは不要とする。

(異議申し立て)

第6条 県記録の公認等に異議申し立てがある者は、書面にてシステム委員会へ申し立てを行うこととする。

2 前項の異議申し立てにより、県記録に誤りが確認された場合、システム委員会は速やかに訂正を行うとともに、書面にて異議申し立てを行った者に対し、訂正が終了した旨の連絡をしなければならない。

第7条 この規程に定めのない場合は、理事会においてその扱いを決定する。

付則 本規程は平成8年3月10日より施行する。

平成9年6月1日一部改正

平成22年3月14日一部改正

平成26年3月16日一部改正

平成27年3月22日一部改正